

# 住宅用火災警報器等の設置に関する建築確認等の取扱について

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課  
平成18年5月26日制定(平成18年6月12日一部改訂)  
最終改訂 平成23年8月1日

## 1. 目的

本取扱いは、消防法の改正(平成16年6月2日公布、平成18年6月1日施行)により、同法第9条の2で住宅への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下、「住宅用火災警報器等」という。)の設置及び維持が義務づけられ、併せて同条が建築基準法施行令第9条第1項第一号に追加され、建築基準関係規定となったため、鳥取県における審査、検査の方法の統一を図ることを目的とするものである。

## 2. 建築確認関係

### (1) 申請書、図面への記載

建築確認申請においては、以下のとおり、申請書及び図面への記載を求めるものとする。

ア 申請書第四面【8. 建築設備の種類】欄に、住宅用火災警報器等の有無について記載すること。

イ 平面図に以下のとおり記載すること(建築基準法施行規則第1条の3表一い)

- ・ 寝室として使用される室には「寝室」と記載すること。

例)「和室(1)」が寝室として使用される場合「和室(1)(寝室)」と記載

- ・ 住宅用火災警報器等の種類を記載すること。
- ・ 設置位置をシンボルマーク等で表し、壁、天井、エアコン等との位置関係を寸法で表すこと。

### (2) 審査について

消防部局に同意を求めない住宅の審査においては、別添資料及び参考資料を参考に建築部局で審査を行うものとする。

なお、審査にあたって疑義が生じた場合には、所轄の消防局に協議を行うものとする。

## 3. 完了検査関係

### (1) 申請書への記載

申請書第四面「工事監理の状況」備考欄に住宅用火災警報器等の設置・種類についての監理の状況の記載を求めるものとする。(建築基準法施行規則様式第19号)

記載例)	工事監理の状況					
	確認を行った部位・材料の種類等	照会内容	照会を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照会方法	照会結果(不適合の場合には建築主に対して行った報告の内容)
			(略)			
備考	住宅用防災機器	設置位置種類	平面図	無し	受け入れ時の製品確認及び取り付け時に現場で確認	適

### (2) 検査について

消防部局で検査を行わない住宅については、上記(1)の添付書類により、消防

法令による設置基準に適合しているかを目視或いは計測により確認するものとする。  
なお、検査にあたって疑義が生じた場合には、所轄の消防局に協議を行うものとする。

#### 4. 計画変更の取扱い

工事着手後、寝室の追加により住宅用火災警報器等の設置数が増加した場合は、計画変更申請を求めるものとする。

#### 5. 既存住宅等の取扱いについて

##### (1) 建築確認関係

ア 既存住宅と一棟で増築、改築を行う場合の既存住宅の部分は、2 (1) 及び (2) に準じて扱うものとする。

イ 既存住宅と別棟で増築、改築を行う場合は、配置図に既存住宅に設置されている住宅用火災警報機等の種類及び設置箇所について記載を求めるものとする。

##### (2) 完了検査関係

ア 既存住宅と一棟で増築、改築を行った場合の既存住宅の部分は3に準じて扱うものとする。

イ 平成23年6月1日以前に確認済証の交付を受けたものにあつては、既存住宅に設置されている住宅用火災警報機等の種類及び設置箇所を記載した配置図の完了検査申請書への添付を求めるものとする。

#### 6. その他

住宅用火災警報器等は、消防法令に基づく技術上の規格に適合し、日本消防検定協会の検定の適合品であることを確認するものとする。

なお、日本消防検定協会の検定の適合品には、「NSマーク」(下図参照)が付されており、表示が無い場合、同法令に基づく技術上の規格に適合することを確認するものとする。

(図) NSマーク



改訂後

改訂前

住宅用火災警報器等の設置に関する建築確認等の取扱いについて

住宅用火災警報器等の設置に関する建築確認等の取扱いについて

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課  
平成18年5月26日制定(平成18年6月12日一部改訂)  
最終改訂 平成23年8月1日

鳥取県生活環境部景観まちづくり課  
平成18年5月26日  
平成18年6月12日改訂

1. 目的  
(省略)

1. 目的  
(省略)

2. 建築確認関係  
(省略)

2. 適用される建築物

消防法第9条の2に規定される住宅(以下、「住宅」という。)で平成18年6月1日以降を「工事着工日」とするもの

3. 完了検査関係  
(1) (省略)  
(2) (省略)

3. 建築確認関係  
(省略)

4. 完了検査関係  
(1) (省略)  
(2) (省略)  
(3) 工事着工日の確認について

工事着工日については、申請書第三面【6.工事着手年月日】の記載により確認すること。

4. 計画変更の取扱い  
工事着手後、寝室の追加により住宅用火災警報器等の設置数が増加した場合は、計画変更申請を求めるものとする。

5. 計画変更の取扱い  
(1) 工事着手後、寝室の追加により住宅用火災警報器等の設置箇所が追加された場合、或いは箇所数は変わらないが設置する箇所が変更された場合(同じ室内での位置変更は除く)には計画変更申請を行うこと。この際の手数料の算定にあたっては、「建築設備の変更」として扱う。  
(2) 平成18年5月31日までに工事着手した住宅で、新たに住宅用火災警報器等を設置する場合には計画変更申請は要しないものとする。

5. 既存住宅等の取扱いについて  
(1) 建築確認関係  
ア 既存住宅と一棟で増築、改築を行う場合の既存住宅の部分は、2(1)及び(2)に準じて扱うものとする。  
イ 既存住宅と別棟で増築、改築を行う場合は、配置図に既存住宅に設置されている住宅用火災警報機等の種類及び設置箇所について記載を求めるものとする。

6. 既存住宅等の取扱いについて  
(1) 対象住宅で、平成18年5月31日以前に工事着手している場合は、住宅用火災警報器等の設置は要しない。  
(2) 平成18年6月1日以降に、既存住宅の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え(以下、「増築等」という。)を行う場合、既存部分及び増築等の部分ともに、住宅用火災警報器等の設置は要しない。  
参考資料 《住警器の設置及び維持に関する執務資料(質疑応答)》  
消防安第65号 平成17年3月31日 消防庁防火安全室長より

(2) 完了検査関係  
ア 既存住宅と一棟で増築、改築を行った場合の既存住宅の部分は3に準じて扱うものとする。  
イ 平成23年6月1日以前に確認済証の交付を受けたものにあつては、既存住宅に設置されている住宅用火災警報機等の種類及び設置箇所を記載した配置図の完了検査申請書への添付を求めるものとする。

6. その他

住宅用火災警報器等は、消防法令に基づく技術上の規格に適合し、日本消防検定協会の検定の適合品であることを確認するものとする。

なお、日本消防検定協会の検定の適合品には「NSマーク」の表示(別図参照)が付されており、表示が無い場合、同法令に基づく技術上の規格に適合することを確認するものとする。

7. 留意事項

(1) 各消防局火災予防条例附則で設置についての、経過措置が適用される期日満了後は、全ての既存住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられるので留意すること。

《各消防局予防条例附則で定める期日》

東部消防局 平成 23 年 6 月 1 日

中部消防局 平成 23 年 5 月 31 日

西部消防局 平成 23 年 5 月 31 日

(2) 住宅用火災警報器等には、消防法令に基づく、技術上の規格に適合する必要がある、その品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定がある。適合品には「NSマーク」の表示(別図参照)がされており、表示が無い場合、同法令に基づく、技術上の規格に適合することを確認する必要がある。